

令和8年度

函館（基）訓練塔改修工事

仕 様 書

第一管区海上保安本部

第一章 工 事 概 要

1.1 工 事 名 称	函館（基）訓練塔改修工事
1.2 工 事 場 所	北海道函館市赤坂町 6 5 - 1 函館航空基地
1.3 工 事 期 間	契約日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで
1.4 工 事 概 要	建物概要： 函館航空基地格納庫（施工場所は格納庫の訓練塔区画） S-2 建 2046.09 m ² ／延 2105.06 m ² 1 棟 建築改修： 格納庫訓練塔内の一部鉄骨の製作・運搬・設置及び鉄骨材料の溶融 亜鉛メッキ処理
1.5 工事用電力等	工事用電力及び工事用水等の構内既存施設は利用できない。
1.6 監督職員事務所	設置しない。
1.7 そ の 他	工事契約後、下記管理部署に着工予定及び工程状況等の連絡を行う ものとする。なお、工事实施は令和 9 年 2 月 1 日以降を予定とする。 管理部所 函館航空基地 住 所 北海道函館市赤坂町 6 5 - 1 電話番号 0138-58-3515

第二章 一般共通事項

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」による。

1 節 一般事項

1.1

適用事項

- (1) 本仕様書は、工作物等に係る土木工事及び建築工事全般に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)から(c)の順番のとおりとし、これにより難い場合は1.8による。
 - (a) 特記仕様書
 - (b) 図面
 - (c) 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書

1.2

用語の定義

- (1) 「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいう。
- (2) 「請負者」とは、該当工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (3) 「監督職員の承諾」とは、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (4) 「監督職員の指示」とは、監督職員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (5) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と請負者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (6) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で請負者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、請負者等より提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- (7) 「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- (8) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。
- (9) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。

	(10) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に規定する詳細図等をいう。 (11) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制限によって定められた者が発行した資料をいう。 (12) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
1.3 官公署その他への届出手続等	(1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。 (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
1.4 工事实績情報の登録	工事实績情報を登録することがある場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員に報告し、登録されることを証明する資料を監督職員に提出する。
1.5 書類の書式等	(1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、別に定めがある場合を除き、監督職員の指示による。 (2) 建設業法に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する事項について、監督職員に提出する。
1.6 設計図書等の取扱い	設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を整備する。
1.7 別契約の関連工事	別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者ととともに、工事全体の円滑な施工に努める。
1.8 疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。 (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

1. 9

工期の変更に
係る資料の提出

- (1) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を監督職員に提出する。
- (2) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者を行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1. 10

発生材の処理等

- (1) 発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。
- (2) 発生材の処理は次による。
 - (a) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は監督職員と協議する。
 - (b) (a)の引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。
 - (c) (b)以外のものはすべて構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、監督職員に報告する。

2 節 工事関係 図 書

2. 1

実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 契約書の規定に基づく変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (3) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

2. 2

施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

	(3) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
2.3 施工図等	施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
2.4 工事の記録	(1) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。 (2) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。 (3) 次の(a)から(c)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (a) 工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合。 (b) 一工程の施工を完了した場合。 (c) 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合。 (4) (1)から(3)の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。
3 節 工事現場 管 理	
3.1 施工管理	(1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 (2) 工事の施工に携わる下請負人に工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。
3.2 施工管理技術者	(1) 施工管理技術者は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。 (2) 施工管理技術者は、資格又は能力を証明する資料を監督職員に提出する。
3.3 品質管理	品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。
3.4 施工中の安全確保及び環境保全	(1) 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

	(2) 気象予報又は警報等については、常に注意を払い、災害の予防に努める。 (3) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した製品安全データシート(MSDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
3.5 養生	既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切に養生を行う。
3.6 後片付け	工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
4 節 材 料	
4.1 材料の品質等	(1) 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。 (2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。ただし、JIS 又は JAS のマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。 (3) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督職員に提出する。 (4) 材料の色、柄等については、監督職員の指示を受ける。 (5) 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
4.2 材料の搬入	材料の搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
4.3 材料の検査	(1) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。 (3) 設計図書に定める JIS 又は JAS のマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

4.4

材料の検査に伴う試験

- (1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。
- (2) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (3) 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行う。
なお、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を受ける。
- (4) 試験結果は、監督職員に提出し、承諾を受ける。

4.5

材料の保管

搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないように保管する。

5 節 施 工

5.1

施工

施工は、設計図書及び施工計画書並びに監督職員の承諾を受けた実施工程表及び施工図等に従って行う。

5.2

技能士

技能士は次による。

- (1) 職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
- (2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

5.3

一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

5.4

施工の検査

設計図書に定められた場合、5.3により報告した場合及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。

5.5

施工の立会い等

- (1) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
- (2) 監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。

6 節 工事検査

6.1

工事検査

- (1) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の(a)から(c)

に示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。

- (a) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
- (b) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
- (c) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。

- (2) 工事検査は、発注者から連絡を受けた検査日に検査を受けることとし、工事検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

7 節 完成図書

7.1

完成時の提出図書

- (1) 工事完成時の提出図書は次による。
 - (a) 完成図
 - (b) 工事に関する資料
 - (c) 工事工程写真及び完成写真
- (2) (1)の図書をチューブファイル等に整理し、目録を添付し、監督職員に提出する。
- (3) 完成図は、紙面による他 PDF 及び CAD (JWW) データの提出も行うものとする。

7.2

工事工程写真及び完成写真

工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は、「営繕工事写真撮影要領」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。

第三章 工事（特記）仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」等による。

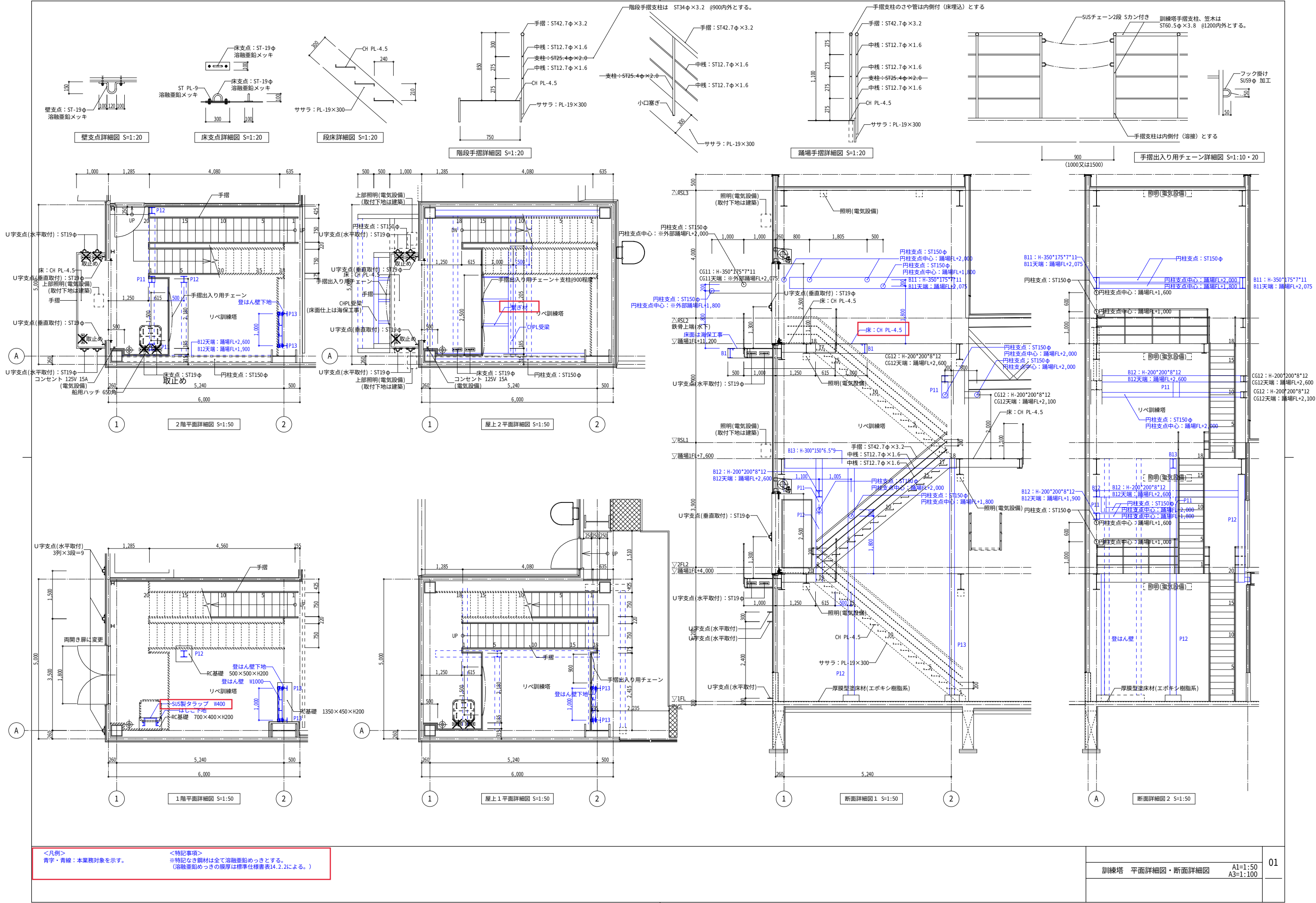
1、工事内容

(1) 施工図の作成

施工図の作成にあたっては現地調査を行い、設計図書との照合を行うこと。

(2) 鋼材の製作及び組立等

添付部材リストの青字部分の鋼材を製作し、溶融亜鉛めっきを施した後、現場へ搬入し、添付図面のとおり既存訓練塔の所定の位置に取り付けること。



符 号	P11	P12	P13	B1	B11	B12	CG1	CB1
形 状								
鋼 材	H-200×200×8×12 (SN400B)	H-200×200×8×12 (SN400A)	H-150×150×7×10 (SN400A)	H-300×150×6.5×9 (SN400A)	H-350×175×7×11 (SN400A)	H-200×200×8×12 (SN400A)	H-300x150x6.5x9 (SN400B)	H-300x150x6.5x9 (SN400B)
プレート		G.R-9	2 G.R-9	G.R-9	G.R-9	G.R-9		
ボ ル ト		H.T.B 2-M20	A.BOLT 4-M16	H.T.B 2-M20	H.T.B 3-M20	H.T.B 2-M20		
備 考	溶接付							
部材数	建築：0 海保：3	建築：0 海保：2	建築：0 海保：2	建築：0 海保：2	建築：0 海保：2	建築：0 海保：4	建築：1 海保：0	建築：1 海保：0

符 号	CG11	CG12	円柱支点	はしご下地	繋ぎ材	B13
形 状						
鋼 材	H-350×175×7×11 (SN400B)	H-200×200×8×12 (SN400B)	φ152.4×6 (STKM13A)	[-100×50×5×7.5 (SN400B)	L-75*75*6 #900 (SS400)	H-300×150×6.5×9 (SN400A)
プレート				G.R-9	G.R-6	R-9
ボ ル ト			H.T.B 3-M20	H.T.B 2-M16	普通ボルト 2-M12	H.T.B 2-M20
備 考						
部材数	建築：2 海保：0	建築：2 海保：0	建築：0 海保：9	建築：0 海保：2	建築：0 海保：6	建築：0 海保：1

符 号	CG1	CB1	CG11
位 置	R2階	R2階	R2階
形 状			
鋼 材	H-300×150×6.5×9 (SN400B)	H-300×150×6.5×9 (SN400B)	H-350×175×7×11 (SN400B)
プレート	フランジ ウェブ 25R- 5×150×290 45R- 9×60×290	フランジ ウェブ 25R- 5×150×290 45R- 9×60×290	フランジ ウェブ 25R- 9×175×290 45R- 9×70×290
ボルト	H.T.B 4-M20 nf×mf=2×2	H.T.B 4-M20 mf×nw=2×2	H.T.B 4-M20 nf×mf=2×2
備 考	継手要領	継手要領	継手要領
部材数	建築：1 海保：0	建築：1 海保：0	建築：2 海保：0

タラップ詳細図	登はん壁詳細図
S=1/40	S=1/20・1/40